

A 2 雇用保険の失業等給付において、自己都合退職の場合は3か月間の給付制限期間があります。診療所都合退職の場合にはこの給付制限期間がないことによる要望です。

自己都合であることを偽って診療所都合とした不正が発覚した場合、受給額の返還だけでなくペナルティがつくこともあります。これは、脱法行為であり、本人、クリニックともに傷がつきます。